第３回甲賀市農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年１０月９日（金）午前９時３０分から午前１１時００分

２．開催場所　　甲賀市役所３階　３０１会議室

３．在任委員数　　１９名

４．出席委員　　１７名

役職名	議席番号	氏　　名	役職名	議席番号	氏　　名
会長	１９	福野 憲二	委員	９	山村 良司
副会長(会長職務代理者)	１８	中本 芳美	委員	１０	鍋家 善幸
委員	１	田嶋 伸行	委員	１１	船草 真美
委員	２	勝井 麻有美	委員	１２	藤井 利徳
委員	３	緩利 哲治	委員	１３	福永 克哉
委員	４	曽我 秀美	委員	１４	柚口 和久
委員	５	山﨑 容子	委員	１５	植田 浩士
委員	６	辻本 和美	委員	１６	今井 利一
委員	８	奥島 啓司			

５．欠席委員　　議席　７番　森地 良彦　委員
議席１７番　奥村 淳子　委員

６．議　　長　　議席１９番　福野 憲二　会長

７．議事録署名委員　　議席　５番　山﨑 容子　委員
議席　６番　辻本 和美　委員

８．総会

１）開会

２）市民憲章唱和

３）会長挨拶

４）議事録署名委員の指名

５）議事

〇議案第１１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について
〇議案第１２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請審議について
〇議案第１３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請審議について
〇議案第１４号　事業計画変更承認申請審議について
〇議案第１５号　農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
〇報告案件１　　農地転用届出に係る専決処分報告について

６）報告事項

〇事務局報告事項

７）閉会

９．事務局出席者（２名）

局長　　西田　哲之
局長補佐　　西田　輝彰

１０．会議の概要

事務局長　　総会会議規則第７条第１項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第６条の規定による本日の欠席委員は、議席７番森地委員と議席１７番奥村委員で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は１７名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。
続きまして、総会会議規則第２１条第２項の規定による議事録署名委員２名を指名させていただきます。議席順に、議席５番山﨑容子委員と議席６番辻本和美委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議　　長　　それでは、議事に入ります。
最初に、議案第１１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、３条調書、整理番号３６について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号３６について説明します。
調書は３ページ、参考図は１ページから２ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は自身で農地管理が行えないことから、これまでからも譲受人が耕作を行っており、この度、農地の所有権移転について双方で合意し申請されました。譲受人は、居宅からほど近い当該地で水稲の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号３６については、議席３番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号３番緩利です。３条調書、整理番号３６について説明します。当該地は譲受人が、過去より耕作を行ってきた土地であります。今回の申請は、譲渡人の方が財産処分を考えておられて、今迄から耕作されてきた方に所有権を移転したいということで今回の申請となりました。農地の管理としては今まで通りですので、何ら問題ないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号２２辻推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号２２番辻です。緩利農業委員が申し上げましたけれども、譲受人はもともと譲渡人の耕地で水稲をしておりましたので、何ら問題ないと考えます。従いまして地域が進める農地利用最適化推進には支障はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号３６について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号３６については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号３７について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号３７について説明します。
参考図は３ページから４ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は近く転居予定であり、農地管理が行えないことから処分を検討していたところ、これまでからも当該農地で耕作を行ってきた譲受人と、この度、農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は、永らく耕作をし、農地の事情をよく知る当該地にて、水稲の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号３７については、議席３番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号３番緩利です。整理番号３７番について説明いたします。先ほど事務局が説明したとおりで、当該地は過去より譲受人が耕作をされておりました。今

回、地主さんの方が手放したいということで、今迄から耕作している方に売買したいということで今回の申請となりました。譲受人は、この地域ではかなり多くの農業をしていただいている方で、今後の農地の管理に対しても何ら問題はないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号２２番辻推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号２２番辻です。この３７番については緩利農業委員も申し上げましたが、もともと譲受人が永らく水稲をされております。地域の中心の大規模なところを栽培されておられる農家ですので、地域が進める農地利用最適化推進には支障がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号３７について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号３７については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号３８について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号３８について説明します。
参考図は５ページから６ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲受人は、平成２４年頃に建屋取得し、隣接地となる当該地を農地取得する予定でしたが、当時下限面積による取得制限があったために仮登記のまま保留されていたものの、今般の農地法改正により、農地取得できる運びとなったため、譲渡人との農地の所有権移転について申請されました。譲渡人は現在、成年後見人制度の適用を受けており、後見人を通じて財産処分を行うもので、譲受人は当該地にて、野菜の栽培を行う予定です。譲受人は共有名義であり、住所登録は県外であるものの、うち一人は建屋を取得して以来、当該地に居住しており、今後も、農業への従事期間を十分に確保

し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
　申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号３８については、議席３番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号３番緩利です。整理番号３８番について説明します。空き家バンクで過去に家屋を手に入れられていたのですが、今、事務局の説明のとおり、農地の取得が可能になったということで、譲受人の成年後見人と話をして買い取るという形になりました。面積が広いんですが、自分の家の前みたいなもので自家消費用の野菜を栽培するとなっておりましたので、がんばってもらうことになります。譲受人の名前が２名ありますが親族ということで、二人の共同名義にしたいということでしたので、このような申請になっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号２３中澤推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号２３番中澤です。整理番号３８番について、適切に農地管理がなされている見込みであるために、地域が進める農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号３８について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
　よって、整理番号３８については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号３９について、審議いたします。
　事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号３９番について説明します。

参考図は７ページから１０ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地で、参考図１０ページの一部４０番のみ白地となります。高齢により耕作継続が難しくなり、後継者もいないために農地処分を検討していたところ、規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、地域で手広く農業を営む認定農業者であり、当該地では水稲の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　続いて、議席１７番奥村委員が欠席ですので、事務局に説明書の朗読をさせます。

事 務 局　　代読します。３条調書、整理番号３９番について、説明します。令和８年９月５日に、林口推進委員、譲受人、譲渡人、立会いの元、４名で、また９月６日には東推進委員と２名で現地確認を行いました。譲受人は息子さんとともに幅広く農業経営をされておられます。一方で譲渡人は高齢で後継者がいらっしゃらず、双方の協議により今回の申請となったものです。大久保地先の農地は以前より耕作されており、適正な利用が継続して見込まれます。また、大原上田地先の農地は、譲受人が居住している地域内に位置しており、日常の営農の中で無理なく管理できる範囲にあります。これらの農地は、一体的に管理できる状況にあり、引き続き適切な利用が期待されます。現況を確認したところ、特段の問題はなく、支障はないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号２６林口推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号２６番林口です。只今、事務局より説明がありましたとおり、譲受人が幅広く農業をされておられまして、後継者もはっきりされておられるということで、今回の売買に関しましては、農地として適正に利用していただけると考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号２５東推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号２５番東です。３条調書、整理番号３９について、補足説明いたします。案件のうち２筆はにつきまして、今年度も譲受人が借り入れて耕作されておりました。取得農地の南西側には譲受人の農業用倉庫もあり、農業規模拡大にも期待できます。息子さんも耕作の手伝いに携わっておられることや認定農業者であることから、農地利用最適化の推進に問題ないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号３９について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号３９については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号４０について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号４０番について説明します。
調書は４ページ、参考図は１１ページから１２ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから処分を検討していたところ、永らく当該地を耕作してきた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、親の代から続けて当該地で野菜を作付けされており、所有権移転後も変わらず耕作が見込まれるもので、当該地で引き続き野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号４０については、議席１３番福永委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号１３番福永です。３条調書、整理番号４０番について説明します。令和８年９月１３日に現場を申請代理人と確認しました。説明につきましては、事務局からもあったとおりですが、譲受人は以前よりこの地を譲渡人より借りまして、家庭菜園で耕作をずっとされている地元の自営業者です。譲渡人に関しても会社員で遠方に居住されていたので、管理を譲受人に任せておったのですが、さらにこの度転勤ということで、これ以上管理ができないということで売買の合意に達したということで、今回の申請になりました。今後も、この地に関しては家庭菜園を続けられるということですので、何ら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号３３上杉推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号３３番上杉です。今、事務局から説明のあったとおりです。譲渡人が遠方に行かれたということで管理が出来ないということと、譲受人もいままでずっと借りて畑を作っていたということで、何ら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書整理番号４０について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号４０については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号４１について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号４１番について説明します。
参考図は１３ページから１４ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。申請地は不耕作であり、また譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから処分を検討していたところ、新たに農業を始めたいと考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、今年から農業委員会が運用開始している農地流動化支援サービスを通じて譲渡人と知り合い、農地条件を理解したうえで今回の手続きに及ばれたもので、当該地では野菜の栽培を行う予定です。これまでは、勤務の合間を縫って家庭菜園を行うなど、一定の農業経験を持ちながらも、今後は本格的に農業に従事するために新規就農者として取り組まれていく意向であり、農業への従事期間を十分に確保するなど、耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号４１については、議席８番奥島委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号８番奥島です。整理番号４１番について、説明いたします。８月１８日に申請者とともに現地を確認し申請理由の聞き取り、現地近在の方の話も伺いました。譲受人は甲賀市信楽町在住で現在は家の近くの土地で野菜を作っておられるとのことで、それを拡張していくための農地取得とのことでした。申請地は現在は耕作放棄地となっております。周りの土地も別の持ち主の方という事ですが、耕作放棄地となっており、近接する土地は、上手の一枚のみ稲作をされている状況です。畑作を行うことによる他の田畑への影響はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号３６谷推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号３６番谷です。整理番号４１番について、説明いたします。経緯については事務局と奥島委員からの説明のとおりです。地域が進める農地利用最適化には支障はないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号４１について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号４１については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号４２について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号４２番について説明します。
参考図は１５ページから１６ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は近く転居予定であり、将来にわたり農地の管理が行えないことから処分を検討していたところ、近隣で建屋を購入予定であり、併せて農業を希望する譲受人と農地の所有権移転について

合意し、申請されました。譲受人は町内に住居があり、取得予定の建屋は、今後事業利用するためのものであり、建屋隣接地となる当該地では果樹及び野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の果樹及び野菜を栽培するにあたり、親族の応援を得ながらも身の丈にあった耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号４２については、議席８番奥島委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号８番奥島です。整理番号４２番について説明いたします。８月１２日にこの案件の世話をされている方と打ち合わせを行っております。整理番号４３とも同一である譲受人は現地に隣接する建屋を購入して少しずつ農業を行っていく意向ということです。現地はすでに耕作放棄地となっており畑地転用による問題はなく許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号３８松井推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号３８番松井です。今、委員がおっしゃったとおり特に問題はないように思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号４２について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。

よって、整理番号４２については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号４３について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号４３番について説明します。

参考図は１７ページから１８ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は整理番号４２番の農地の隣接地にあり、先ほどの取得予定の農地と一体的に農業したいと考えた譲受人が、譲渡人に相談したところ、これを快諾され、農地の所有権移転について合意し、申請されました。本件の譲受人は整理番号４２番と同一人であり、先ほど同様、建屋隣接地となる当該地で野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を得ながらも身の丈にあった耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号４３については、議席８番奥島委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号８番奥島です。整理番号４３番について説明いたします。事務局の説明のとおり整理番号４２と同一の譲受人となります。こちらの申請地も現在田畑として耕作は行っていないということで野菜作りを行うことによる問題の発生はないと考え許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号３８松井推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号３８番松井です。本件案件についても、特に問題はない様に思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号４３について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。

よって、整理番号４３については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号４４について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号４４番について説明します。
調書は５ページ、参考図は１９ページから２０ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は整理番号４１番と同一人であり、先ほど同様、近く転居予定であり、将来にわたり農地の管理が行えないことから処分を検討していたところ、これまでから耕作を行ってきた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は元農地利用最適化推進委員であり、今後も耕作が見込まれる方であり、当該地で水稲の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号４４については、議席８番奥島委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号８番奥島です。整理番号４４番について説明いたします。譲渡人は整理番号４２番と同一の方となり近く転居予定です。譲受人は前最適化推進委員で以前より耕作をされています。今後の耕作にも問題なしと考え許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号３８松井推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号３８番松井です。本件案件につきましても、特に譲受人は農業に熱心な方であり、特に問題はない様に思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、伺いします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号４４について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号４４については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、３条調書、整理番号４５について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号４５番について説明します。
参考図は２１ページから２２ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、農地の規模拡大を考えていた譲受人が譲渡人に相談されたところ、これを快諾され、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所から程近い当該地で、野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議　　長　　３条調書、整理番号４５については、議席６番辻本委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号６番辻本です。整理番号４５番について説明します。令和８年７月３１日に宇田推進委員と現地を確認し、申請者から申請理由を聞き取りました。譲受人は地域の農家として活躍されておられます。また、自己所有地隣接のため効率的な農作業が見込まれております。申請地は、譲受人がこれから野菜栽培をされることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号４０宇田推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号４０番宇田です。整理番号４５番の案件事項については、只今辻本委員からの説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、伺います。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号４５について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号４５については、許可することに決定いたします。

議　　長　　議案第１１号については、以上であります。

議　　長　　続きまして、議案第１２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議　　長　　４条調書、整理番号１１について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号１１番について説明します。調書は７ページ、参考図は２３ページ、２４ページ、土地利用計画図は２５ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第３種農地です。申請地を建物敷地、庭にするための申請です。計画によると、申請人の居宅が申請地北側にあり、当該地は従前から通路や庭、建物倉庫などの敷地一体利用とされてきたものであり、この度当該現況に合わせる形で申請されたものです。よって、新たな造成工事はなく、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水については自然地下浸透処理ですが、周囲に農地がないことからも、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
以上、農地法第４条第６項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　続いて、議席１７番奥村委員が欠席ですので、事務局に説明書の朗読をさせます。

事 務 局　　代読します。４条調書、整理番号１１番について説明します。令和８年９月２０日に東推進委員、土地家屋調査士、行政書士、立会いの元、４名で現地確認を行いました。申請人の方から転用理由の聞き取りを行いました。申請は、相続した登記調査の過程で、現在通路、庭、作業小屋として利用している土地が、登記上、畑のままであることが判明したため、現況に合わせて地目変更を行う必要が生じたものです。当該地は長年にわたり農地として利用されておらず、農地としての回復の可能性も低いことから、今回の申請はやむを得ないものと考えております。現地を確認したところ、周辺農地への影響はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号２５東推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号２５番東です。４条調書、整理番号１１番について補足説明いたします。９月２０日に申請人の代理人２名と奥村農業委員、私の４名で申請地の現地確認を行いました。数十年以上前から農地の面影は無く、作業小屋、花壇、庭、通路に利用されていました。農地への原状回復は難しく住居から道路に出るため

の動線が引かれている感がございました。雨水排水は自然浸透処理で現状での周辺農地への影響はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、４条調書、整理番号１１について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号１１については、許可することに決定いたします。

議　　長　　議案第１２号については、以上であります。

議　　長　　続きまして、議案第１３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議　　長　　はじめに、５条調書、整理番号１９について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号１９番について説明します。
調書は９ページ、参考図は２６ページ、２７ページ、土地利用計画図は２８ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第３種農地です。申請内容は、神社参拝用駐車場を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は地域を代表する宗教法人であり、近年の参拝需要の増加に伴い、周辺道路の渋滞解消及び円滑な交通整理を目的とし、神社周辺で適地となる当該地にて、２９台分の駐車場を整備されます。なお、事業に際しては土地分筆をされる前提で現地測量がされており、現時点では分筆前であるため、調書の土地面積がうち表示となっていることを申し添えます。造成工事は盛土及び一部切土とされ、仕上げは敷砂利により整地されるものの、端部は安定勾配施工とするため、土砂流出は見込まれません。雨水排水は、自然地下浸透処理のほか、敷地周囲に排水溝を設置し、集水後既設側溝に接続し放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　５条調書、整理番号１９については、議席１８番中本委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号１８番中本です。整理番号１９番について説明します。事務局の説明していただいたとおりです。９月７日に推進委員の辻さんと関係者の方と現地確認しました。申請内容は、田村神社の参拝者用駐車場を整備するための農地の売買です。参拝者の増加に伴い、２９台分の駐車場を整備されます。土地は分筆を予定されています。駐車場は砂利敷きとし、雨水の排水対策もされるため、周辺農地への影響はないと考えられます。以上のことから、許可要件を満たしていると判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号１６辻推進委員が欠席ですので、事務局に意見書の朗読をさせます。

事 務 局　　代読します。５条調書、整理番号１９番については、事務局及び中本農業委員の説明のとおりでありますが、農地利用最適化推進委員の立場から意見を述べます。令和８年９月７日に、中本農業委員、申請代理人の立会いの元３名で現地確認を行いました。譲受人は地域を代表する宗教法人であり、近年の参拝の増加により駐車場の不足により近隣に駐車場を増設整備されるものです。事業計画では、一部切土があるものの盛土中心の造成工事で、仕上げは砂利により整地され、盛土の端はゆるやかな勾配ですり付けされるとのことで、砂利等の流出は見込まれないとのことであります。降雨等の排水は、地下浸透による処理のほかに、敷地の周囲に排水路を計画されており、既設排水路に放流されることになっております。こちら現地と計画図面を確認したところ、周辺農地への影響はないと判断しました。また、今回の申請は近接に観光施設が整備され、観光客の増加や宗教法人の参拝者の増加による周辺道路の渋滞解消などのため、やむを得ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号１９について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号１９については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、５条調書、整理番号２０について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２０番について説明します。
参考図は２９ページ、３０ページ、土地利用計画図は３１ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第２種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は申請地近隣でアパート経営をしており、入居者に対する駐車スペースを一定数確保しているものの、入居者の属性や環境変化により、新たな駐車スペースの確保が必要となり、当該地にて８台分の駐車場を整備されます。造成工事は切土とされ、仕上げは砕石敷き均しにより整地する程度であり、土砂流出は見込まれません。雨水排水は、自然地下浸透処理であるものの、隣接する茶畑とは溝があり、一定の離隔があるほか、周囲は道路及び雑種地であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　５条調書、整理番号２０については、議席１４番柚口委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号１４番柚口です。５条調書、整理番号２０番について説明します。令和８年８月２４日に、石田推進委員と現地を確認し、譲受人で申請者の方から転用計画等について聞き取りをさせていただきました。申請地は、従前茶畑でしたが、現在は遊休地であり黄色区分の状態です。譲渡人が今後申請地を耕作の目的に供される意思はないとのことであり、譲受人は近隣で自身が経営するアパートの駐車場として転用される計画となっております。転用による周辺農地等への悪影響はないものと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号１９石田推進委員、意見をお願いします。

事 務 局　　区域番号１９番石田です。何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号２０について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号２０については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、５条調書、整理番号２１について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２１番について説明します。
参考図は３２ページ、３３ページ、土地利用計画図は３４ページです。
申請地は、市街化計画区域内の第２種農地です。申請内容は、太陽光発電施設を目的とする、農地の売買です。計画によると、およそ１，０００平方メートルの区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル８０枚、パワコン１０台を設置されます。造成工事については、現況地盤を利用した不陸整正のみとされ、特段の土砂搬出は見込まれません。雨水排水については、自然地下浸透処理であるものの、敷地内に素掘り水路を設置し既設水路に接続し放流処理されます。また、敷地周囲にはフェンスを設置されるなど安全対策を実施されることからも、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　５条調書、整理番号２１については、議席３番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号３番緩利です。５条調書、整理番号２１について説明します。当該地ですが、ここは道路と河川と一部の空き地に囲まれた、たった２枚しかない土地です。過去にこの下の田を太陽光ということで５条申請がありまして、すでに太陽光になっております。ここは耕作にとって水の便であまりよくない所でして、過去から作られておられませんでした。譲渡人の親族の方が草刈りの管理をして

おられまして、今後、草刈りの継続が困難であるということ等を踏まえて太陽光への申請の話がまとまったということであります。周辺にすでに農地がなくなっているということで、被害が発生しないということで今回の申請は致し方のないところかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号２２辻推進委員、意見をお願いします。

事 務 局　　区域番号２２番辻です。緩利農業委員も説明したんですが、譲渡人は高齢のため、自身では管理ができないということがあるのと、転用による周辺農地への支障は無いものと考えます。よって地域が進める農地利用最適化推進には支障がないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号２１について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手多数】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号２１については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、５条調書、整理番号２２について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２２番について説明します。
調書は１０ページ、参考図は３５ページ、３６ページ、土地利用計画図は３７ページです。
申請地は、市街化区域内の第２種農地です。申請内容は、資材置場を目的とする農地の売買です。申請地は令和８年５月総会にて、農地利用が困難であることから、農用地区域内農地からの除外承認があった箇所であり、また譲渡人については、近年の総会にて自身の所有地を財産処分されている方となります。譲受人は資材等を扱う事業者の代表者であり、今回、除外後の土地利用について譲渡人と話がまとまり、事業を行う上でのストックヤードを目的に、砕石、山砂等の資材置場として整備されます。造成工事は盛土とされ、隣接する北側事業地まで高さを揃えて敷き均しをされますが、端部はなだらかに擦り付けされるため、土砂

流出は見込まれません。雨水排水は、自然地下浸透処理であるものの、敷地周囲は池及び道路で縁切りされており、申請地以外に農地がないことからも、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、現地確認された農業委員、農地利用最適化推進委員からの意見書にて、隣接地が農地用ため池であることに鑑み、資材からの有害物の流出がないようにすることを条件付記されていることを申し添えます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　５条調書、整理番号２２については、議席２番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号２番勝井です。５条調書、整理番号２２について事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認からの意見を申し述べます。令和８年９月２日、譲受人と吉田推進委員と私の３人で現地確認いたしました。譲渡人は今回はいらっしゃいませんでしたが、以前、農用地区域内の農地からの除外申請の時に、私が現地確認をした時に、親族から土地相続したものの、土地の処分をしていきたい旨をお聞きしていたので、それが今回まとまったものであると認識しております。譲受人は、事業の中で資材置き場として活用されるとのことで、周辺農地へは直接影響はない状況でしたが、隣接するため池への影響を考慮し有害物質が流出する恐れのあるものを置かないなど、適切な管理を徹底するよう申し伝えました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号３５吉田推進委員、意見をお願いします。

事 務 局　　区域番号３５番吉田です。５条調書、整理番号２２番の補足説明いたします。ただいまの事務局並びに勝井委員の説明のとおりです。当該農地は山間部に位置し、何年も耕作されておられません。地主は最近遠方に引っ越されました。購入者は地主の息子が勤務する会社の社長です。当面資材置き場として利用される予定ですが、用水地の上流でもあり、十分配慮するとのことです。審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号２２について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号２２については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、５条調書、整理番号２３について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２３番について説明します。
参考図は３８ページ、３９ページ、土地利用計画図は４０ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第３種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。譲受人は申請地西側に居宅があり、これまでから前面道路から都合よくアプローチできるように当該地を駐車スペースとして利用されてきました。今回、その現況に合わせる形で土地整理するために申請されたものです。新たな造成工事はなく、土砂流出は見込まれません。雨水排水は、北側の既設側溝に接続し放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　５条調書、整理番号２３については、議席２番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号２番勝井です。５条調書、整理番号２３番について事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認からの意見を申し述べます。令和８年９月２日、譲渡人と譲受人と吉田推進委員と私の４人で現地確認いたしました。県道１３４号線を挟んで、譲受人と譲渡人の家があり、譲受人側の家の方にポツンとこの土地が存在していました。昔は県道がなく、道が出来たため、こんな状況になったとのこと。先ほどの説明のとおり、畑として耕作を譲渡人がされていたとのことですが、高齢のためできなくなり、お互いの便宜上、譲受人の駐車場となってしまっていたようです。周辺農地にも影響はない状況でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号３５吉田推進委員、意見をお願いします。

事 務 局　　区域番号３５番吉田です。５条調書、整理番号２３番について補足説明いたします。只今の事務局並びに勝井委員の説明のとおりですが、当該農地は主要道路に面している住宅地の狭小地です。すでに住宅地として現状利用されておられます。譲受人は隣に居住しており、以前より購入を考えておられましたが、この度交渉がまとまり申請の運びとなりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号２３について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号２３については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、５条調書、整理番号２４について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２４番について説明します。
参考図は４１ページ、４２ページ、土地利用計画図は４３ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第２種農地です。申請内容は、系統用蓄電池施設を目的とする農地の売買です。計画によると、電気工事の設計、再生可能エネルギーの事業を営む譲受人において、送電線から蓄電池設備に余剰となる電力の貯蔵を行い、不足時に供給することで電力の安定供給が可能となる仕組み、いわゆる系統用蓄電池設備を設置し事業利用されるものです。コンテナは２基設置され、必要な管理用作業、離隔スペースを含めて配置されます。造成工事としては、既存の地盤を利用されることから、不陸整正程度の工事であり、特段の土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透ベースであるものの、天端を砕石仕上げとし、これを通じて地下浸透処理される計画で、域外に排出しない計画とされているほか、安全対策として周囲はフェンスで囲う計画であり、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　５条調書、整理番号２４については、議席２番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号２番勝井です。５条調書、整理番号２４番について事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認からの意見を申し述べます。令和８年９月２日、譲受人の代理人の行政書士の方と吉田推進委員と私の３人で現地確認いたしました。遊休農地で、ほか周辺農地に影響はない離れた環境ではありましたが、蓄電池設備ということで近隣への安全性や、もしもの時の対応についてや、隣接する土地で電気通信交換所の施設ができると看板が立っていたので、相互の影響や近隣への影響が出ないかなど、支障ないよう進めていかれるように質問のやり取りを重ね慎重に行いました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号３５吉田推進委員、意見をお願いします。

事 務 局　　区域番号３５番吉田です。５条調書、整理番号２４について補足説明いたします。事務局並びに勝井委員の説明のとおりでございます。当該地は県道４号線に面し、西側側面は河川、背後は竹林となっております。譲受後は蓄電池施設として利用される予定です。近くに耕作している農地は無く、住宅地からは一定の距離があります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号２４について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号２４については、許可することに決定いたします。

議　　長　　続きまして、５条調書、整理番号２５について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２５番について説明します。
調書は１１ページ、参考図は４４ページ、４５ページ、土地利用計画図は４６ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第２種農地です。申請内容は、蓄電池施設及び資材置場を目的とする農地の売買です。計画によると、土木工事業のほか、再生可能エネルギーの事業を営む譲受人において、送電線から蓄電池設備に余剰となる電力の貯蔵を行い、不足時に供給することで電力の安定供給が可能となる仕組み、いわゆる系統用蓄電池設備を設置し事業利用されるものです。コンテナは２基設置され、必要な管理用作業、離隔スペースを含めて配置されます。なお、土木工事業を営んでいることから設置工事の際の残土を施設に受け入れ、保管場所するスペースも併せて確保されます。造成工事としては、盛土により施工されますが、周辺地形の高さに合わせる程度であり、特段の土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透処理ですが、周囲が河川及び道路で縁切りされているほか、安全対策としてフェンスで囲う計画であることからも、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　５条調書、整理番号２５については、議席６番辻本委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号６番辻本です。５条調書、整理番号２５番について説明します。令和８年９月３日に、大平推進委員と現地を確認し、代理人から転用計画を聞き取りました。申請地は譲渡人が農地を管理することができず、現在は不耕作地で、周囲に隣接する建物は無く、譲受人が蓄電設備及び資材置き場として活用されるため、やむを得ずの売買の転用となります。また、周辺農地には被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号４１大平推進委員、意見をお願いします。

事 務 局　　区域番号４１番大平です。整理番号２５番について、説明いたします。令和８年９月３日に、辻本委員、相手業者代理人、設計会社と面談しました。申請地は、隣接する宅地、農用地は無く、また騒音の発生、排水等の発生も無いとのことで、下流農地への影響は小さいと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号２５について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号２５については、許可することに決定いたします。

議　　長　　議案第１３号については、以上であります。

議　　長　　続きまして、議案第１４号「事業計画変更承認申請審議について」を議題といたします。

議　　長　　はじめに、５条調書、整理番号２について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２番について、説明します。
事業計画変更の調書は１３ページ、参考図は４７ページ、４８ページ、４９ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第２種農地です。申請内容は、倉庫・工場建設を目的とする、農地の売買です。本件は、当初計画者の運送業者双方において、トラック事業の労働時間制限、いわゆる物流の２０２４年問題による対策として、中継拠点としての物流倉庫を確保しようとして、令和７年７月の総会で承認し、５条許可を受けられました。しかしながら、資機材の高騰や物流環境の変化を受けて、計画していた資金調達が難しくなり、一時事業中断をされていました。今回、その工事内容自体を変更せず、近隣で建設業を営む承継者において、現場を資材倉庫として活用する計画が示されたことから、当初計画者了解のもとにこれを事業承継するための変更申請となります。今回の事業計画変更に際し、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議　　長　　５条調書、整理番号２については、議席１４番柚口委員、説明をお願いします。

担当農委　　議席番号１４番柚口です。整理番号２番について説明します。令和８年９月５日に、木田推進委員と現地を確認し、申請業者２名の方から計画変更等について聞き取りをさせていただきました。当該案件は事務局説明のとおり、令和７年７月の農業委員会総会で承認済みであり、令和８年８月に許可を受けられました。

しかし共同施工２社の内、片方の事業者の資金調達の見込みが厳しくなり、事業を断念する意向があったため、今回当該建設計画の中心であった工務店が自己事業に供するために、これを継承し、当社計画ベースで工事を進めるために、事業計画変更の申請となりました。事業継承者は地元の優良企業であり、当該事業中断の懸念も払拭されるため、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、区域番号２０木田推進委員、意見をお願いします。

担当推委　　区域番号２０番木田です。整理番号２、事業計画の変更について説明します。柚口委員の説明のとおり、継続の案件でありまして特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号２について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号２については、許可することに決定いたします。

議　　長　　議案第１４号については、以上であります。

議　　長　　続きまして、議案第１５号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第１５号について、説明します。
調書１５・１６ページ、番号１番、また、対象地の位置関係は、事前にデータ配信しました、甲賀農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更）（案）の資料のとおりです。まず、農用地区域内の農用地等の変更とは、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項」の規定により、農業

委員会の意見を聴くこととされています。なお、計画見直しについては、当該地域の区長、農事改良組合長、農業委員様において確認の上、申請されているものになります。それでは、今回の案件についてですが、除外が１件となっており、土地の所在、面積、除外の理由等については、調書の１５ページのとおりです。こちらは、水口町三大寺地先において、商業用施設、いわゆるドラッグストアとするための除外予定地です。申請地のエリアにおける生活利便施設の需要から、事業者から地区計画申請がありました。事業を行う上で必要最小限の面積が確保でき、かつ主要幹線道路への接続性を考慮するなど、近隣で他の候補地を検討された結果、適当な代替地が他に見つからなかったことから、当該地を選択し今回除外の申請があったものです。

農業振興地域整計画の変更についての、事務局の説明は以上です。

議　　長　　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委　　員　　【質問なしの声】

議　　長　　ご質問等もないようですので、議案第１５号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。

よって、議案第１５号については、市へやむを得ない旨の通知をいたします。

議　　長　　議案第１５号については、以上であります。

議　　長　　続きまして、報告案件「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局　　報告します。

調書は１７ページから１８ページ、参考図は５０ページから５２ページまでです。

市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第４条の届出が１件、農地法第５条の届出が２件であり庭、ドラッグストア、自己用住宅を目的とするものです。事務局の説明は以上です。

議　　長　　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議　　長　　ご質問等はありませんか。

議　　長　　報告案件は以上です。
これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議　　長　　続きまして、報告事項について、順次、事務局からお願いします。

事 務 局　　・農業経営改善計画認定審査結果報告について
・経過と予定

議　　長　　報告事項は以上です。

議　　長　　ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委　　員　　【質問等なしの声】

議　　長　　ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。